

令和7年度  
介護サービス事業者等集団指導  
(医療系施設サービス編)

令和8年3月19日

旭川市保健所 医務薬務課



## 1 指導事例

### 構造設備

- 届け出ている室名と実際の用途が異なる室が散見されたことから、施設全体を見直し、届出どおりに戻す、あるいは使用実態に合わせ所定の手続をすること。
- カルテ庫において、カルテ以外の衛生用品、紙類ゴミ、死亡患者の浴衣等を保管していたことから、届出をしている室名と用途を一致させること。
- 食堂兼談話室がスタッフ室の一部として使用され、かつ、入所者用リネンやオムツなどの在庫置き場となっていたことから改善すること。
- 入所者の部屋割り当ては、社会通念上に照らし合わせ、男性と女性を区別することが望ましい。
- 療養室のカーテンやパーティションがほぼ使用されていない状況と見受けられたことから、入所者のプライバシーを確保する観点からそれらの適切な使用に配慮すること。
- 療養室前の廊下について、食堂が密にならないよう、食事用テーブルを移動して設置している状況が見受けられますが、このことにより廊下（手すりを含む。）の一部が使用できず、さらに事故等の発生も懸念されることから、引き続き感染症予防の観点も考慮の上、適切な廊下の使用方法を検討すること。
- エックス線操作室については、常時扉が開放されているため、不特定の者が廊下から操作画面に表示された患者名等を容易に見ることができるとともに、容易に侵入し操作できる状態であることから、個人情報保護及び医療事故防止の観点から配置等を工夫すること。また、当該扉の横の壁に設置されたレントゲン検査を受ける患者等が注意すべき事項を記載した掲示物が、当該開放された扉の後ろに隠れ、注意喚起ができていないことから、当該掲示物の掲示場所を変更し、受検時の注意を促すよう努めること。



## 1 指導事例

- エックス線診療室に、エックス線診療室である旨を示す標識が付されていなかったことから、その旨を出入口等に表示すること。
- エックス線診療室の目につきやすい場所に、従事者向けに放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

### 内容及び手続の説明及び同意

- 入所契約の締結に当たっては、申込者に約款等を示した上で行っていますが、その内容に更新されていない箇所が見受けられたことから、随時、更新を行うよう留意すること。

### 看護及び医学的管理の下における介護

- 浴室については、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設ける必要があることから、入所者の入浴に際し支障が生じないように配慮すること。
- 身体の清潔を保つための看護、介護については、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ適切な技術をもって行われなければならないことから、入浴については、その頻度を一律に1週間に1回とするのではなく、入所者個人の病状及び心身の状況に応じてサービス計画書に位置づけるとともに、これらの状況から入浴が困難な場合を除き、1週間に2回以上実施するよう、速やかに改善すること。

### 食事の提供

- 食事については、施設基準に基づいた献立作成を行い、ビタミン類の栄養素が不足しないよう栄養管理を行うこと。



## 1 指導事例

- 調理後の食品は、30分以内に提供又は30分を超える場合には適切な温度管理を行うとともに、2時間以内に喫食できるようにすること。

### 非常災害対策

- 調剤室横の廊下に設置の消火器の使用期限が切れていたことから、廃棄等するとともに、使用期限の管理を徹底すること。
- 非常災害時の避難方法について、入所者ごとの避難方法をサービスステーション内に掲示するなどし、緊急時に速やかに対応できるものとする。
- 地下会議室の3箇所の出入口のうち2箇所が長机又は書棚で塞がれていたことから、地下であることに鑑みこれを改善し、適切な避難経路を確保すること。
- 施設内消防用設備の点検結果において「不良」となった設備については、速やかに改善すること。

### 衛生管理等

- 事業所内の手洗い場の一部において、ペーパータオルが平置きされていたことから、下に引き抜くタイプのホルダー等を設置し使用するなど、適切な衛生管理を行うこと。
- 入所者に使用する清潔なおむつやグローブを積載したオムツカート在不潔エリアであるトイレ内に保管していたことから、適切な場所で保管すること。
- トイレに設置の汚物入れ容器が手で開閉するタイプであったことから、感染防止対策の観点から、足踏み式タイプなどへの変更を検討すること。



## 1 指導事例

- 手指消毒の容器に日付（開封日又は使用期限）が記載されていないものがあったことから、記載することにより適切に管理すること。
- リネン庫にオムツカート等の物品〔段ボール箱に入ったビニール袋〕が保管されていたことから、これを撤去し、リネン庫には、清潔なりネン以外のものを保管しないよう徹底すること。
- リネン庫内には椅子等を保管せず、清潔物のみを保管すること。または清潔リネンを別のリネン庫に保管し、室の用途変更を検討すること。
- 清潔リネン庫内において段ボールを保管棚として使用し、及び段ボールをそのまま棚に敷いていたことから、これらを撤去し清潔を保持すること。
- 汚染リネンは、誤って利用者や面会者が触れることがないように、蓋付きの容器で保管するなどして管理すること。
- 冷凍庫内に蓋のない容器に入った飲食用の氷がアイスノンとともに保管されていたことから、飲食物とアイスノンは区分して保管すること。
- 職員の手が触れる氷用スコップは、細菌汚染防止の観点から、製氷機内で保管しないこと。
- 診察室内の感染性廃棄物の箱に、感染性廃棄物である旨の表示をすること。
- 汚物室において、汚物処理シンクのすぐそばに入所者のために使用する清潔物品を積載したワゴンが保管されていたことから、ワゴン及びそれらの物品が感染源となることのないよう適切な場所での保管を検討すること。
- 汚物槽に汚物を廃棄した際、飛沫が発生し、周囲に飛散するおそれがあることから、汚物槽の上方に防護具（袖付きエプロン）は置かないこと。



## 1 指導事例

- 汚物処理室において、汚物槽の上方に布巾を掛け、及び他の場所で使用する清掃道具を保管していたことから、感染防止の観点から、これらは他の清潔な場所で保管すること。また、3階汚物処理室において、汚物槽付近に洗剤及び掃除用モップを保管していたことから、これらは汚物槽から離れた清潔な場所で保管すること。
- 診察室において、たわし、シンク栓、鑷子消毒用の容器等がシンク（水槽）内に湿潤状態で置かれていたことから、シンクの外で保管するなど、乾燥状態が保持できるよう管理すること。また、スポンジはその置き場がシンク内にあり十分な乾燥ができないことから、シンクの外で吊り下げるなどの管理方法を検討すること。なお、天然素材のたわしは微生物の温床となりやすいことから、速乾性及び消毒性に優れた合成素材又はディスプレイ製品への切替えを検討すること。
- 食器を載せる配膳車の下段が床から30センチメートル以下の高さであったことから、適切な汚染防止及び衛生管理を行うこと。
- 配膳車の覆いが布製で洗浄頻度も少ない（2週間に1度）ことから、衛生管理が容易な不浸透性の素材を使用することが望ましい。
- 厨房施設内における拭き取り検査の数値が高かったことから、適切な洗浄及び消毒を徹底すること。
- 厨房の回転釜周囲の床が破損して水がたまっており、床からの跳ね水による食品汚染のおそれがあることから、修繕等を行い、排水が容易に行える構造とすること。

### 医薬品、医療機器の管理等

- 毒薬は、鍵のかかる保管庫に保管すること。



## 1 指導事例

- ナースステーションに使用期限切れの医療機器が保管されていたことから、使用しない物は処分するなど、医療機器の管理を適切に実施すること。
- 麻薬保管庫内に麻薬のほか向精神薬をあわせて保管していたことから、向精神薬は鍵のかかる別の保管場所で保管すること。
- 空きアンプルや使用済み麻薬貼付剤は、速やかに廃棄すること。
- 職員休憩室に入所者用の胃ろう用容器が保管されていたことから、職員休憩室に入所者に対し使用するものを持ち込む、あるいは保管することのないよう徹底すること。
- 入所者の「定期薬処方箋」において、薬剤師が医師の処方箋に基づいて調剤した場合における記載事項のうち、「調剤済みの旨」及び「調剤年月日」の記載が漏れていたことから、記載漏れが生じないように必要に応じて様式を見直すなど、速やかに改善すること。
- 麻薬を購入した際は、麻薬受払簿に譲渡証番号を記載すること。

### 事故発生の防止及び発生時の対応

- 誤薬事故について、「旭川市社会福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領」に基づき、事故等発生状況報告書を提出すること。
- 施設内の廊下等において施錠されていない窓が多く見受けられたことから、防犯及び事故防止の観点から特に夜間や人の目が届きづらい場所においては解錠された状態で放置されることのないよう留意すること。
- 診察室前にラベルが貼付されていない容器が置かれていたことから、誤使用等の事故防止のために中身等を明示すること。



## 1 指導事例

### 虐待の防止

- 身体拘束廃止委員会が未設置であったことから、速やかに当該委員会を設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成すること。

### 会計の区分

- 介護医療院サービスの事業会計について、その他の事業会計との区分がなされていないことから、介護医療院会計・経理準則（平成30年3月22日付け老発0322第8号）等を踏まえ、速やかに改善すること。

### 介護職員等処遇改善加算

- 介護職員等処遇改善加算において、各キャリアパス要件や職場環境等要件などを満たしていることを証明する資料（例：実施した介護職員の能力評価の記録、介護職員の腰痛対策研修の記録）を整理し、適切に保管すること。

### 入退所前連携加算（Ⅰ）

- 入退所前連携加算（Ⅰ）は、入所者の退所に先立って、居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の診療情報を示す文書を添えて当該入所者の退所後の居宅サービス等に必要な情報を提供し、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定するものであることから、必要な情報提供は退所の直前とならないよう注意すること。また、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との連携については、行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。

